

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 組合員各位

2021年2月吉日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
東京海上日動火災保険株式会社

【全旅連保険 新型コロナウイルス感染症に対する補償変更のご案内】

拝啓 このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたすべての皆様に、心よりお見舞い申し上げます。皆様におかれましては、一日も早く平常の事業活動に戻ることができますようお祈り申し上げます。

さて、全旅連保険制度では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」といいます。）の改正（2021年2月13日施行）に伴い、以下のとおり商品改定を実施いたします。

引き続き、組合員様に対して有益な補償の提供に尽力してまいりますのでどうぞ宜しくお願い致します。

敬具

【改定の概要】

商品改定日 2021年2月13日

今般、感染症法の改正により「新型コロナウイルス感染症」の分類が「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へ変更されたことに伴い、裏面の対象商品・特約において対象となる感染症の範囲を拡大する改定を行います。本改定によって、対象商品・特約におきましては引き続き「新型コロナウイルス感染症」も補償の対象となります。

また併せまして「新型コロナウイルス感染症」につきましては、保険金お支払いの要件の1つとしておりました、保健所その他行政機関による消毒等の命令・指導は不要となります。

具体的な対象商品・特約、改定内容につきましては裏面をご確認ください。

【お問い合わせ先】

全旅連事業サービス 株式会社

電話番号：03-3263-4429（営業時間：平日9:30～16:00）

※お問い合わせの際は「全旅連保険 保険加入証」をご用意ください。

【対象商品・特約及び改定内容】

災害費用保険 ノロウイルスおよび特定感染症発生時施設消毒費用担保特約	
現行（改定前）	改定後
<p>① 本特約における対象の感染症 ノロウイルスまたは特定感染症(*1)および指定感染症(*2)</p> <p>② 保険金のお支払い要件 保険金をお支払いするのは、保健所その他の行政機関の命令・指導に基づき対象施設の消毒、隔離その他の処置を講じた場合に限りします。</p>	<p>① 本特約における対象の感染症 左記に加え、「新型コロナウイルス感染症(*3)」も補償の対象とします。</p> <p>② 保険金のお支払い要件 「新型コロナウイルス感染症(*3)」については、保健所その他の行政機関への届出、報告およびそれらの機関からの消毒等の命令・指導は不要とします。 ただし保険期間中に感染症に罹患した者が保険の対象施設に滞在または接触した事実を被保険者である加入施設が知った場合に限りします。</p>

食中毒・特定感染症休業補償保険 特定感染症担保特約	
現行（改定前）	改定後
<p>① 本特約における対象の感染症 ノロウイルスまたは特定感染症(*1)および指定感染症(*2)</p> <p>② 保険金のお支払い要件 保険金をお支払いするのは、保健所その他の行政機関の命令・指導に基づき対象施設の消毒、隔離その他の処置を講じた場合に限りします。</p> <p>③ 支払対象期間の開始日 施設内での感染症発生に関する保健所その他の行政機関への届出日、または消毒等の措置の命令・指示が通知された日</p>	<p>① 本特約における対象の感染症 左記に加え、「新型コロナウイルス感染症(*3)」も補償の対象とします。</p> <p>② 保険金のお支払い要件 「新型コロナウイルス感染症(*3)」については、保健所その他の行政機関への届出、報告およびそれらの機関からの消毒等の命令・指導は不要とします。 ただし保険期間中に感染症に罹患した者が保険の対象施設に滞在または接触した事実を被保険者である加入施設が知った場合、かつ加入施設が保険の対象施設に対して消毒を行った場合に限りします。</p> <p>③ 支払対象期間の開始日 「新型コロナウイルス感染症」については、施設内での感染症発生を加入施設が知った日</p>

(*1)この保険における特定感染症とは、感染症法に規定されている一類から三類感染症もしくは四類感染症のうちレジオネラ症をいいます。

(*2)この保険における指定感染症とは、感染症法に規定されている一類から三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りします。

(*3) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。